

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月11日（平成27年（行情）諮問第549号）

答申日：平成28年5月20日（平成28年度（行情）答申第70号）

事件名：平成25年度一般実態調査結果の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成23年度一般実態調査結果」（陸幕）【2012.10.1－本本B658】の最新版。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「平成25年度 一般実態調査結果 陸上幕僚監部（陸幕人計第463号（26.7.31）別冊）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年5月28日付け防官文第8774号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，以下のとおりである。

他にも文書が存在するものと思われる。国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟における準備書面）である。そこで本件対象文書に電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「平成23年度一般実態調査結果」（陸幕）【2012.10.1－本本B658】の最新版。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として，「平成25年度 一般実態調査結果 陸上幕僚監部（陸幕人計第463号（26.7.31）別冊）」（本件対象文書）を特定し，法9条1項の規定に基づき，平成27年5月28日付け防官文第8774号

により開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、隊員の実態を把握し、隊員指導及び陸上幕僚監部諸施策の推進に資することを目的として、平成26年7月に陸上幕僚監部において作成された資料であり、人事を取り扱う陸上自衛隊の各部隊等の部署に紙媒体で配布されている。

本件対象文書の作成に当たっては、陸上幕僚監部人事部人事計画課（以下「陸幕人計課」という。）が文書作成ソフトを使用し統計データ等を貼り付けて、元原稿（電磁的記録）を作成の上用紙に出力し、陸上自衛隊中央業務支援隊印刷補給部（以下「中業支印刷部」という。）において印刷製本を行っている。

印刷製本した冊子は、陸上自衛隊の人事関係部署に配布したが、その時点で電磁的記録たる元原稿は残しておく必要がなくなったため、廃棄した。

なお、原処分に当たり、念のため本件対象文書の電磁的記録の探索を行ったが、その保有は確認されず、本件異議申立てを受け確実に期すために再度行った探索においても同様であった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録形式についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書は紙媒体のみであり、電磁的記録は保有していない。

以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年9月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年5月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の作成過程等について、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 「一般実態調査結果」は、陸上自衛隊の隊員の実態を把握し、隊員の指導及び陸上幕僚監部諸施策の推進に資することを目的とするものであるところ、陸幕人計課が、文書作成ソフトを使用して統計データ等を貼り付けることで、元原稿（電磁的記録）を作成している。

イ 上記アの元原稿を用紙に出力した原稿（紙媒体）を使用して、中業支印刷部において印刷製本をしている。

ウ 上記イにより印刷製本した本件対象文書は、陸上自衛隊の各部隊の人事関係部署に配布し、その時点で当該対象文書の原稿を残しておく必要がなくなるため、原稿（紙媒体）及び元原稿（電磁的記録）を廃棄している。

エ 関係部署の担当者の業務用パソコンのハードディスク内について探索したが、本件対象文書の電磁的記録は存在しなかった。

(2) そこで検討すると、本件対象文書の作成目的等に照らし、陸幕人計課においてあえて電磁的記録を保有しておく必要があるとは考え難いことから、印刷製本した冊子を各部隊に配布した時点で元原稿である電磁的記録を廃棄したとする諮問庁の説明が不自然、不合理とまではいえない。

また、本件対象文書の電磁的記録について実施したとされる探索の方法及び範囲についても、特段不十分であるとはいえない。

(3) したがって、本件対象文書の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情はなく、防衛省において、本件対象文書の外に電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子